

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和元年10月21日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900118号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年8月31日から昭和41年4月24日まで

私は、A社B工場(以下「B工場」という。)からC市に所在したA社本社(以下「本社」という。)に異動になった。請求期間もA社に継続して勤務していたが、B工場での厚生年金保険の被保険者期間があるにもかかわらず、本社での厚生年金保険被保険者期間が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が記憶する本社の所在地、社員寮の有無及び請求者が名前を挙げた同僚の回答から、本社への異動時期及び勤務期間は特定できないものの、請求者は本社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和49年12月3日に解散し、役員は死亡又は所在が確認できないことから、請求者の請求期間における勤務実態について照会することができない。

また、請求者が記憶する同僚、A社の事業所別被保険者名簿及びB工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者から請求期間当時に本社の経理を担当していたとして名前が挙げた者に照会したが、請求者の請求期間に係る本社における勤務実態について具体的な証言を得ることができない上、請求期間に係る本社における請求者の雇用保険の加入記録は見当たらない。

これらのことから、請求者の請求期間に係る本社における勤務実態は確認できな

い。

さらに、前述のとおり、A社は解散している上、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B工場から本社と一緒に異動したとして、請求者が姓のみを記憶する女性3人のうち2人について、B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票で同姓の者が確認できるところ、当該同姓の者のオンライン記録によると、請求期間において、いずれもA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらない上、「健保証」の番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。